

船舶事故調査報告書

平成25年10月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年7月17日 05時05分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港北東方沖 根室市所在の花咲灯台から真方位034° 1,700m付近 （概位 北緯43° 17.5′ 東経145° 36.0′）
事故調査の経過	平成24年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二十二 ^{ひさ} 久丸、2.2トン HK3-108971（漁船登録番号）、個人所有 8.97m (Lr) × 2.40m × 1.03m、FRP ガソリン機関2基、125kW（合計）、平成2年3月 第200-38470号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第38 ^{せいとく} 成徳丸、2.99トン HK3-89642（漁船登録番号）、個人所有 8.00m (Lr) × 1.90m × 0.90m、FRP ガソリン機関2基、漁船法馬力数60、昭和55年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月27日 免許証交付日 平成22年4月9日 （平成27年4月18日まで有効） 甲板員A 女性 62歳 B 船長B 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年9月5日 免許証交付日 平成19年12月6日 （平成25年4月27日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（甲板員A） B なし
損傷	A なし B なし

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、花咲港北東方沖のコンブ漁の漁場に到着し、行きあしを止めて右舷錨を投入した。</p> <p>船長Aは、甲板員Aが右舷船首甲板で錨を投入したので、後進をかけようとして後方の確認のために振り向いたところ、B船が船尾至近に迫っていたため、衝突を避けようとして機関を全速前進にかけたとき、平成24年7月17日05時05分ごろ、船首甲板で立っていた甲板員Aが、転倒して左足を負傷した。</p> <p>A船は、すぐに根室市桂木浜の係留地に戻って甲板員Aを救急車に引き渡した。</p> <p>甲板員Aは、病院に搬送され、左足大腿骨骨幹部骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、花咲港東方のコンブ漁の漁場にA船に少し遅れて到着し、A船の後ろを回り、前日と同じ漁場で左舷錨を投入したのち、右舷錨を投入しようとして機関を前進にかけ、瀬を見ながら、航行していたところ、船首前方のA船の至近に迫っていたので、全速力後進をかけて行きあしを止めた。</p> <p>B船は、A船の事故に気付かず、帰港して初めて事故の発生を知った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、救命胴衣、ヤッケ、合羽のズボン及び軍手を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は花咲港北東方沖で停止して錨泊作業中、船長Aが、船尾至近に接近したB船との衝突を避けようとし、機関を全速力前進にかけたことから、甲板員Aが転倒して負傷したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の後方に接近して錨泊作業中、船長Bが、右舷錨を投入しようとし、瀬を見ながら、航行していたことから、A船の船尾至近まで接近したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が花咲港北東方沖で停止して錨泊作業中、船長Aが、船尾至近に接近したB船との衝突を避けようとし、機関を全速力前進にかけたため、甲板員Aが転倒したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錨泊作業中の他船の至近に接近しないこと。